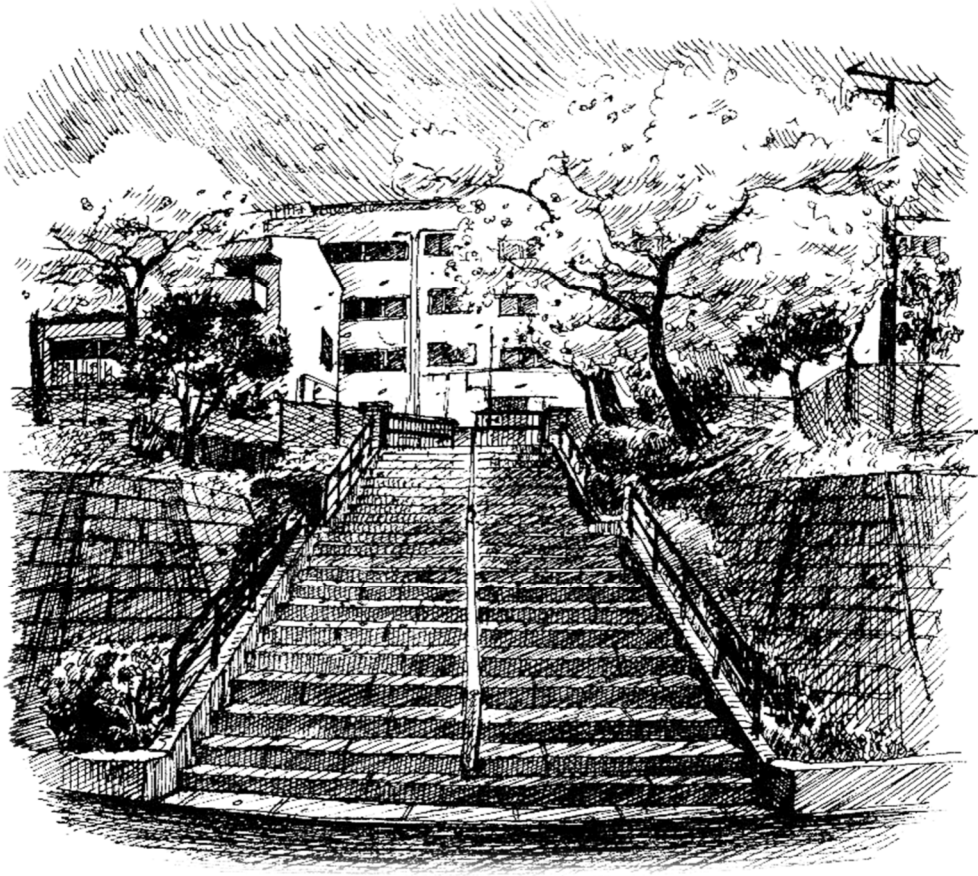


令和7年度

学校説明会資料



- ① 本校教育活動計画と方針
- ② 学校生活について
- ③ 学習について
- ④ 進路について
- ⑤ 年間行事予定表
- ⑥ 災害発生時における生徒の安全確保等の対応について

横浜市立谷本中学校

学校教育目標

「たくましく、生きる力を育むために」

- 自ら学習に意欲的に取り組む姿勢と、確かな学力を育てます。【知】
- 豊かなかわり合いを通して社会性を育み、思いやりの心を育てます。【徳】【公】
- 自他の生命を尊重し、心身の健康を維持・向上していく力を育てます。【体】【開】

学校概要

創立 78 周年	学校長 羽山 悟	副校長 山本 良	二 学期制	一般学級: 19	個別支援学級: 3
児童生徒数: 716 人		主な関係校: 谷本小学校、つつじが丘小学校、藤が丘小学校、さつきが丘小学校			

教育課程全体で
育成を目指す資質・能力

＜言語能力＞
＜豊かな心・健やかな体＞
＜コミュニケーション力＞

谷本中
ブロック

谷本中学校
谷本小学校
つつじが丘小学校
藤が丘小学校
さつきが丘小学校

小中一貫教育推進ブロックにおける
育成を目指す資質・能力を踏まえた
「9年間で育てる子ども像」と具体的取組

「笑顔であいさつ ～自分を認め、相手を認め～」

- 合同授業研究会を開催し、授業づくりを推進します。
- 児童生徒交流会を実施し、小から中への円滑な接続を進めます。
- 小学校の授業との連携を通して、児童理解を進めます。

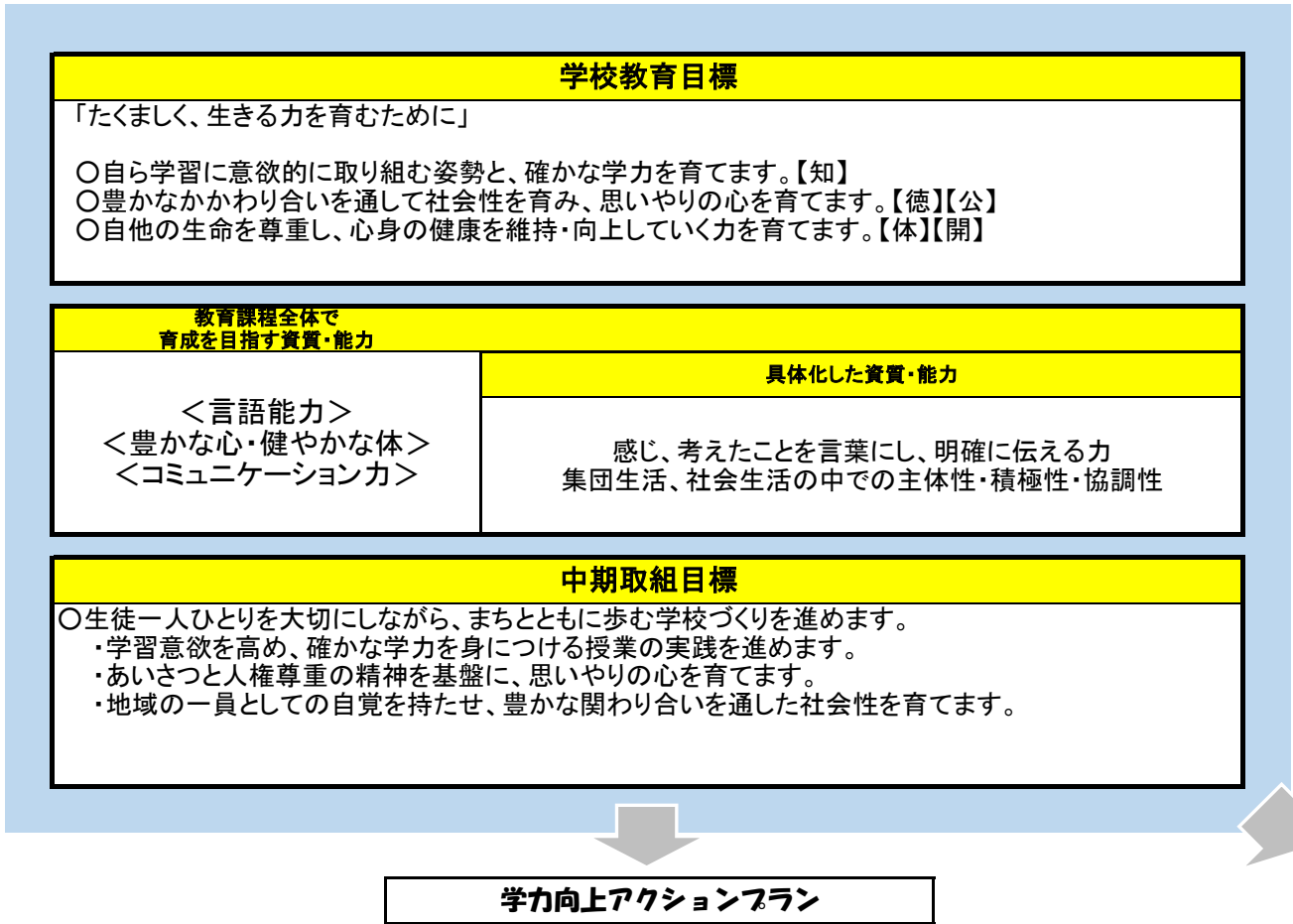
中期取組目標

- 生徒一人ひとりを大切にしながら、まちとともに歩む学校づくりを進めます。
- ・学習意欲を高め、確かな学力を身につける授業の実践を進めます。
- ・あいさつと人権尊重の精神を基盤に、思いやりの心を育てます。
- ・地域の一員としての自覚を持たせ、豊かな関わり合いを通じた社会性を育てます。

重点取組分野

具体的取組

知	学習指導	①育成をめざす資質・能力をふまえた校内授業研や小中一貫教育推進ブロック内で授業研を行うことで、 生徒が主体的に取り組む授業 づくりを進めていく。 ②日々の授業を大切にしながら、 生徒からのアンケート や 校内授業研究の振り返り をもとに授業改善を行う。
担当	学習指導部	
徳	人権教育	①小中一貫教育推進ブロックの あいさつ活動を意識し 、「誰もが過ごしやすい学校づくり」を連携して進める。 ② さまざまな体験や活動、多くの人との関わり を通して、人権感覚や、地域の一員としての自覚を高める。
担当	人権推進部	
体	健康教育	①体育活動を通じて 多様な運動を体験 させ、運動習慣の形成や体力向上を図り、健康的なスポーツ活動を楽しむ基盤を育む。 ② 生徒が主体的に健康な生活を実践 できるよう、 健康や安全についての理解 が深まる取組を進める。 ③給食の全員喫食に合わせ食育の推進を図り、校内体制を整え健全な食生活の推進に繋げる。
担当	保健安全指導部	
公 開	キャリア教育	①学校教育活動を通して、人と関わり、体験する中で、生徒一人ひとりのより良い自己実現に努める。 ②系統的なキャリア教育展開のために、1年では 職業講話 、2年では 職場体験 、3年では卒業後の進路学習～進路選択へつなげる。
担当	特活指導部・総合推進部	
いじめへの対応		① 子ども会議等において、いじめについて生徒自らが考え、話し合う機会を年間計画に設定し未然防止の取り組み を実践する。 ② 相談活動とアンケートを年間を通して実施し 、生徒一人ひとりの理解や支援につなげる。 ③定期的にいじめ防止対策委員会を実施し、各案件の経過確認を丁寧に行い、組織的対応を図る。
担当	いじめ防止対策委員会	
人材育成・ 組織運営(働き方)		①環境整備とその維持等を通して、働きやすい職場環境づくりを継続して進める。 ② 校内研修を計画的に実施 しながら、人材育成を図る。 ③働き方改革の視点から、部活動の外部人材の活用を継続していく。
担当	教務部・メンターチーム	
地域学校協働活動		①「9年間で育てる子ども像」を具体化するために、自校の学校運営協議会だけでなく、小中一貫教育推進ブロック合同の学校運営協議会とも連携しながら、地域の教育力を学校経営に生かす。 ② 学校だよりやHP等を通して 情報発信に努め、教育活動への理解、協力、支援を引き続きいただく。
担当	各指導部	
生徒指導		①相談活動の充実を図り生徒一人ひとりの理解と支援につながる情報共有を教職員が継続して実践する。 ②学校生活は社会生活であるということを大切にし、教職員間の情報共有と組織的対応、保護者や関係機関との連携を進める。
担当	生活指導部	
特別支援教育		①特別支援教育委員会の定期開催と内容の充実を図り、正確な現状把握と、 生徒一人ひとりの思いに基づいて 、支援を要する生徒への理解を深める。 ②関係機関との連携をより丁寧に行い、校内での特別支援教育の理解と充実を進める。
担当	特別支援教育委員会	
担当		



重点取組分野	具体的取組
学習指導	①育成をめざす資質・能力をふまえた校内授業研や小中一貫教育推進ブロック内で授業研を行うことで、生徒が主体的に取り組む授業づくりを進めていく。 ②日々の授業を大切にしながら、生徒からのアンケートや校内授業研究の振り返りをもとに授業改善を行う。
担当	学習指導部

学力向上に関わる本校の状況	今年度の目標
1)学力の概要と要因の分析 全国学力・学習意識調査では、全国、神奈川県の前を全て上回っている。また、横浜市学力・学習意識調査においても市の平均を上回っている。学習意識では新三年生の学習意欲が低下していることがうかがえる。学力は微増している教科がいくつかあるが、学習意欲の向上のために改善、工夫が必要である。 (2)教科学習の状況 ○国語科：全学年とも市平均を上回っていたが、資料を読み取る力の向上が課題となる。 ○社会科：学力では2年生は位置や空間的な広がりをとらえる力を身に着けること、3年生はさらに資料を読み取る力を発展させることが課題である。 ○数学科：多くは市平均を上回っていたが、2年生は条件にあう図形を判断する力の向上、3年生はデータを読み取り、考察する力を身に着けることが課題である。 ○理科：全体的に市平均を上回ったが、2年生は粒子の単元において、3年生は生命の単元において課題が残る。 ○外国語科：全学年で市平均を上回っているが、2年生の「書くこと」の向上が課題となる。 (3)経年変化の状況と要因の分析（学習・生活意識調査も含めて分析） 各教科で「知識・理解」に関する設問への正答率が高いことは、日々の授業や生徒の取り組みにより、知識が正確に定着しているといえる。今後は、課題が残る「思考・判断・表現」の力の向上のため、言語活動や協同的な学びを取り入れ、授業展開を工夫することにより、解決を図っていきたい。	言語活動を充実させ、知識や技能の習得のみならず、学習意欲の向上や主体的な課題解決力を定着させる授業を行います。
目標を実現するための具体的行動プラン	
上半期	【国語】：学びのプランの配布など、単元のめあてを事前に提示し、生徒が主体的に授業に臨むことができるようにします。・ICTを効果的に使うことで個別最適な学びと協働的な学びを促進させます。 【社会】：基本的知識に加えて高度な応用的内容や細かい知識にも踏み込んだ授業を展開します。・グループワークや調べ学習、発表など多様な学習形態を研究し、授業実践につなげます。 【数学】：応用問題では生徒の多様な解き方を共有しあえる場面を作り、自分の考えを磨き上げる指導をします。・他の先生の授業案を参考にし、授業の振り返りを行い個々の授業力を向上させます。 【理科】：「間違えてもいいから自分で答えよう」のよびかけと、何がいけなくて間違えたのかを説明する場面を設定します。・考察では自力で思考をする時間を多く設けます。 【音楽】：個別指導を充実させ、苦手意識を持つ生徒に対しての支援をいねいにしています。・鑑賞の授業を充実させ、音楽のよさ・感動を文章表現し、自己の音楽表現活動に生かすことを目指します。 【美術】：学習のねらいを明確にし、課題達成に向けて計画的に取り組ませるよう努めます。 ・日常生活の中で学習した内容がどのように生かせるか考えさせ、「学び」を活用する力を身につけることを目指します。 【技術・家庭】：実感を伴った理解を深めるために、実物や教材を工夫し、個々に応じた指導につなげます。・日常生活に関連づけた内容を通して、生徒が自分事として主体的に学習に取り組むことを目指します。
下半期	【外国語】：表現活動を多く取り入れ、生徒が自ら英語で、自分の考えや状況を説明できるように支援します。・ノート等のチェックや音読、会話テストを通して実感をつかみ実態にあった授業を行います。

重点取組分野	具体的取組
人権教育	①小中一貫教育推進ブロックのあいさつ活動を意識し、「誰もが過ごしやすい学校づくり」を連携して進める。 ②さまざまな体験や活動、多くの人との関わりを通し、人権感覚や、地域の一員としての自覚を高める。
担当	人権推進部

豊かな心に関わる本校の状況	今年度の目標
生徒は進んであいさつをすることができ、落ち着いた学校生活を送っている。 周囲の状況を考慮しながら正しい判断の元に、自己主張ができること、また自分に直接関わらない物事に対しても目を向け、思いやりの心で接する姿勢をさらに伸ばしたい。	学校行事や各教科の活動を通して、生徒の豊かな感性を培い、人権感覚を育み、人とかかわり合いの中で思いやりを持った行動や発言ができる心を育てる。
目標を実現するための具体的行動プラン	
上半期	「道徳の時間」「体験活動」の充実 ・様々な教材を吟味して、多面から考えることのできる道徳授業の研究と、その授業内容について教員同士の研修などを行う。 ・生徒が関心を持ち、生徒の心に響く資料の選択および活用と、資料提示の工夫を系統立ててまとめ教材の充実を図る。 「体育祭」「合唱コンクール」を通して 学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、協力・他者への思いやりなど意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。 「人権教育・社会教育」の充実 ・キャリア教育を充実させ、進路について望ましい勤労観・職業感を育てる。 ・「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」 人権の尊重や自分たちの身近な社会、さらに日本の文化伝統、世界の歴史や現状についての知識を高める。 「平和学習」 ・修学旅行での「平和学習」の事前学習・体験を通して人権尊重の精神を育てるとともに、自他の人権を大切にする精神や、自尊感情の育成を図る。
下半期	

健やかな体の育成プラン

重点取組分野	具体的取組
健康教育	①体育活動を通じて多様な運動を体験させ、運動習慣の形成や体力向上を図り、健康的なスポーツ活動を楽しむ基盤を育む。 ②生徒が主体的に健康な生活を実践できるよう、健康や安全についての理解が深まる取組を進める。 ③給食の全員喫食に合わせ食育の推進を図り、校内体制を整え健全な食生活の推進に繋げる。
担当	保健安全指導部

健やかな体に関わる本校の状況	今年度の目標
(1)体育・健康に関する実態 ・睡眠時間が横浜市の平均と比べると少ない傾向にある。 ・保健室の利用状況は、けがだけでなく、体調不良や心の不調で訪れる生徒も多い。 ・保健体育の授業や体育的行事に積極的に取り組む生徒が多い。また、昼休みにグラウンドでボールを使って遊んでいる生徒も多い。 (2)体力の概要と要因の分析 ・新体力テストの結果を見ると、ほとんどの項目で横浜市の平均を上回っている。 ・シャトルランの数値については、横浜市の平均よりも大きく上回っている状況が見られるが、逆にハンドボール投げについては、横浜市の平均よりも下回っている。	①新体力テストの結果を基に、体力向上に向けて生徒一人ひとりの目標を定め、日々の教育活動の中で実践していく。 ②1校1実践運動として、体育の授業や学校行事で縄跳びを行う。
目標を実現するための具体的行動プラン	
上半期	○保健体育科の取組 ・「健康の保持増進と体力の向上」を目標に授業を行う。 ・新体力テストの実施と考察 ・体づくり運動や体育祭、学年行事での縄跳び（短縄跳び、中縄跳び、大縄跳び） ○他教科での取組 ・家庭科では、食教育で「栄養バランス」や「食事・運動・睡眠」について学習する。 ○特別活動・総合の時間 ・体育祭では、体育祭実行委員が中心となり、生徒が主体的に企画・運営をすると共に、体育の授業で身につけた体力や技能を発揮するなど、日頃の活動の成果を発表する場とする。 ・生徒会では、屋レクを企画・運営し、仲間と協力しながらスポーツに関わる場を作る。 ・生活委員会では、昼休みにボール貸出しを行い生徒が運動に親しむ機会を増やす。 ・保健委員会では、水石鹸やトイレトペーパーの補充、点検活動を徹底する。 ・1年生では食育の観点も含み、地域の教育力を生かし、稲作に取り組む。 ・保健だよりを通して、健康な生活が実践できるよう情報提供を年間を通して行う。
下半期	

令和7年度 各学年の目標・個別支援学級教育目標

1 学年 学年目標

- 基本的な生活習慣を身に付け、健康に配慮し、新たな集団生活を豊かなものにします。
- 集団の中で自分の意見を伝え、相手の意見も理解し、互いに受容できる生徒の育成に努めます。
- 基礎的な学習習慣を身に付け、自主的に学習を進める生徒の育成に努めます。

2 学年 学年目標

- 基本的な生活習慣を定着させ、進んで健康に配慮し、先を見て自律的に動く生徒の育成に努めます。
- 多様な意見や立場があることをふまえ、相手と協力し、課題を解決する力の育成に努めます。
- 自らの適性や進路について考え、自律的に学習を進める態度を育成します。

3 学年 学年目標

- 社会のマナーや道徳について考え、心身の健康に関心を持ち、自他を尊重する態度を育成します。
- 積極的に学校や地域社会に関わり、人権を尊重し豊かに他者と関わる生徒の育成に努めます。
- 将来にわたる進路を見据え、学び続ける態度の育成に努めます。

個別支援学級 教育目標

【基本的な考え方】

- 生徒一人ひとりの自己表現力を伸ばすとともに、社会生活に必要な態度と能力を育成し、現在および将来の社会参加・自立の基礎を培います。

【目標】

- 障がいのある生徒が自己選択・自己決定し願いや思いを実現できるように、それぞれの実態に応じた支援に努めます。
- 人や自然との関わりを具体的な活動を通じて身につけ、より質の高い生活を自ら目指していくように、態度や能力を育成します。
- 生涯にわたる「生きていく力」を育みます。

令和7年度 生活のきまり

★は特に意識してほしいところです。

登校時

- ・8時35分までに登校する。40分のチャイムが鳴った時点で着席していない生徒は遅刻とする。★
- ・必要であれば登校途中で昼食を購入してもよい。登校後、下校時まで許可なく校外へ出ない。
- ・自転車での通学は禁止とする。

学校への連絡

- ・当日の欠席や遅刻については、8時20分までに保護者が原則『すぐーる』にて学校へ連絡する。★
- ・事前に欠席、遅刻、早退が分かっているときは、生徒手帳の連絡欄を利用し、担任に見せる。
- ・朝学活後に登校した場合は、職員室に行き『遅刻カード』を記入して、授業担当者に渡す。
- ・最終下校時間後、しばらくすると留守番電話になる。★

服装・上履き

① 標準服について

- ・式典では正装、(リボン・ネクタイ着用)で参加する。
- ・ただし、10月の終業式、始業式ではブレザー、リボン・ネクタイはなしでも可とする。★
- ・ワイシャツは白とする。式典以外はポロシャツ(白・無地)を着用してもよい。
- ・ワイシャツの上にセーター・ベスト等を着用してもよい。
- ・ブレザーを着用しない状態でセーター等だけの登下校は不可とする。
- ・セーター・ベスト等は原則、無地でTPOをわきまえ華美でないものとする。★
- ・スカート丈は腰部分を折らないで着用し、スカート丈は膝頭部分までを目安とする。
- ・スカートの下にスウェットやジャージ等をはかない。タイツ等は着用してもよい。
- ・色はセーター等を基準とする。



② 学校指定ジャージについて

- ・体育の授業のある日はジャージ登校とする。★
- ・学校指定ジャージや体操着以外のものを防寒目的で使う場合(ストッキング・タイツ・アンダーシャツ等)は、外に見えないようにする。★
- ・ジャージの上着の前チャックを開けない。



③ 防寒について

- ・教室に入ったらコート等の防寒着はぬぐ。
- ・コート、マフラー、手袋はTPOをわきまえ華美でないものとする。また校舎内では着用しない。
- ・ひざ掛けを使用してもよいが、教室外では使用しない。また試験時は使用できない。



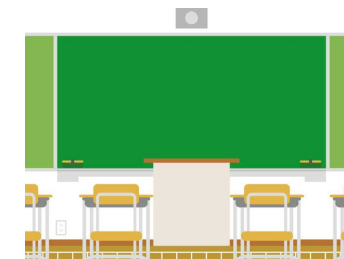
④ 身なりについて

- ・頭髮の染色・脱色、化粧(カラーコンタクトも含む)をしない。★
- ・ピアス、アクセサリ等は付けない。色付きリップを付けない。★
- ・校内で部活動の服装を着用しない。
- ・髪ゴム等はTPOをわきまえ華美でないものとする。
- ・上履きを忘れた生徒は上履き貸し出しカードにクラスと名前を書き、担任または学年の先生に申し出て上履きを借り、下校時に返却する。
- ・上履きのかかとを踏まない。★

持ち物

① 学校生活に必要なものを持って来ない。

- ・携帯電話は持ってこない。
- ・※保護者承諾のもと、必要な場合は生徒手帳に理由を添えて、登校後、担任に預ける。★
- ・カッターなどの刃物は許可なく持って来ない。★
- ・生徒手帳は常に携帯する。
- ・忘れ物があっても、物の貸し借りは禁止する。★



② 飲食

- ・お菓子は持って来ない。
- ・水筒、ペットボトルは持参してもよいが、持ち帰ること。中身はお茶、スポーツドリンク等が望ましい。
- ・紙パック、缶類は持って来ない。
- ・昼食時は、やかんのお茶を飲むことができる。
- ・昼食はお湯を必要とするもの等は持って来ない。
- ・飲み物は、自動販売機で購入することも可能。

～校内販売弁当・給食を購入する場合～

8時20分～8時35分までに1階中央階段前で注文し、3校時終了後1階中央階段前へ取りに行く。
昼食終了後、昼休みに容器を返却する。

休み時間・昼休み

- ・授業と休み時間のけじめをつけ、チャイム着席を守る。2分前には着席して準備しておくようにする。
- ・他学年のフロア、他クラスには原則入らない。★
- ・廊下は絶対に走らない。(非常時も)★
- ・昼休みはトランプ、UNO、百人一首を使用してもよい。
- ・昼休みは貸し出し用ボールを使って、グラウンドで遊んでもよい。生徒手帳と引替えに借りることができる。
- ・予鈴が鳴り始めたら使用をやめ、返却すること。返却が雑な場合は使用を禁止することもある。

保健室の利用

- ・体調不良などで保健室を利用する場合は、授業の先生や学級担任または学年の先生に伝えてから利用する。登下校中、学校内(授業中、部活動中)などでけがをしてしまったときも、担任の先生や保健室に早めに連絡すること。

放課後・下校時

- ・放課後、活動がない生徒は速やかに下校する。買い食いは禁止。
- ・下校後はどこかへ立ち寄りたり近隣の方に迷惑になるようなことはしない。
- ・下校後や休日に学校に用事がある場合は標準服かジャージで来ること。

～完全下校時刻～

4月：18:00
5月：18:00
6月：18:00
7月：18:00
8月：18:00
9月：17:45
10月：17:30
11月：17:00
12月：17:00
1月：17:00
2月：17:30
3月：17:45

質問がある場合や、疑問に思ったことは先生に相談してください。



横浜市立谷本中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

令和元年6月12日改訂

令和5年2月21日改訂

令和6年2月20日改訂

はじめに

文部科学省及び横浜市いじめ防止基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法第13条」をもとにいじめは絶対に許されない行為、また、違法行為ととらえ、谷本中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。在籍する生徒等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから、保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係諸機関との連携を図ります。

1 目的

「いじめ防止対策推進法」の公布を受け、いじめの未然防止、早期発見及び対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義・・・法で定められた定義であり、国や市と同一とする。

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

学校とは、生徒一人ひとりが互いに認め合い、共に学び合い、自分たちの良いところを見つけ、伸ばそうとする意欲を学校生活全般の中で引き出していく場所である。

その為に、教職員は、生徒が意欲を持って取り組めるわかる授業や学校行事を通して、望ましい人間関係づくりを行い、未然防止としていじめが起こりにくい学校風土づくりをする。また、研修会等を通して教職員の人権意識をさらに高め、教職員の資質の向上を図る。また、生徒、保護者、地域の方々、他の教職員から信頼されるように努める。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互的に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを絶対に許さない子ども社会の実現に努める。

《いじめ根絶に向けた方針の3つの視点》

◆いじめの未然防止

（学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など）

◆早期発見・早期対応

（いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上など）

◆適切な対処・措置

（児童生徒、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など）

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置及び組織的な取組

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・ 構成員（校長、副校長、学年主任、生徒指導専任教諭、生活指導部長、養護教諭、人権教育推進担当）ただし、状況に応じて、心理の専門家として「ＳＣ（スクールカウンセラー）」、福祉の専門家としては「ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）」を想定し参加を求める。

② 「いじめ防止対策委員会」の運営・活動内容

《運営・活動内容》

- ・ いじめ事案に対して、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に取り組む。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」は、月に一回定期的に開催する。
- ・ いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- ・ いじめに関する情報の収集や対応状況等を記録し、進捗の管理を行う。
- ・ いじめ防止に向けた年間計画の作成やＰＤＣＡサイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止について

- ・ いじめは、どの子どもにも起こりうる事案であることとして考える。
- ・ いじめが起きにくく、許さない環境づくりに努める。
- ・ 学校教育活動全体を通した包括的なプログラム（各種指導計画等）を策定する。
- ・ 人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を通して、集団づくりに取り組む。
- ・ 「体育祭」「合唱コンクール」など学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、周囲の協力や他者への思いやりなどを意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。
- ・ 「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」を道徳教育と関連づけ、全体で取り組み、自分たちの身近な社会、さらに日本の伝統文化・世界の歴史や現状についての知識・理解を深める。
- ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」などを活用し、子どもたちの主体的な取組を支援する。
- ・ 本委員会の存在・活動を、生徒・保護者に周知する。

② いじめの早期発見について

- ・ いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを構築し、こまめな情報共有に努める。
- ・ 人権週間およびいじめ解決一斉キャンペーンにおける全市一斉のアンケートの実施及び年間３回の教育相談の実施を通して生徒と向き合う。また、年２回個人面談を行い保護者と情報交換・共有を図っていく。必要に応じてＰＤＣＡサイクルでの検証を行い、いじめを見逃さない体制をつくり、早期発見・早期対応を図る。
- ・ 月初めに定期的なアンケートや教育相談を実施する。
- ・ インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。

③ いじめに対する措置

- ・ いじめの疑いがあった段階で、組織的な対応（いじめ防止対策委員会）を徹底する。
- ・ 当該生徒や情報を伝えてくれた生徒の安全を確保し、安心して学校に登校できる環境を整えるよう努める。
- ・ 当該生徒及び保護者の心情に沿った面談等を行い、意向を配慮して対応する。
- ・ 関係生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて継続的な指導、支援にあたる。
- ・ 警察署等関係機関、専門機関と連携する。
- ・ 解決に至るまでの記録の作成。

※「いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報します」

④ いじめの解消 ※少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめの行為が少なくとも３ヶ月の間みられないこと。
- ・ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑤ 特に配慮が必要な生徒

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- 令和6年能登半島地震により被災した児童生徒

⑥ 研修等の実施

- ・ いじめ防止、対応に向けた校内研修を計画的に実施する。
- ・ 生徒理解研修やケース会議、カンファレンスを推進する。

⑦ 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・ いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応する。

⑧ 取組の年間計画

《年間計画》※ 月1回「いじめ防止対策委員会」を実施する。「認知・支援方針の決定」

※ 毎月のアンケート実施

4	いじめの定義、生徒理解研修・地域理解研修・前年度の引継ぎ等・生活に関わるアンケートと教育相談
5	自然教室等体験活動・国際平和スピーチコンテスト参加・いじめ早期発見のためのアンケート（記名式・教育相談）・体育祭等集団活動
6	修学旅行等体験活動・学校家庭地域連絡協議会・YPアセスメント①・SOSの出し方プログラム
7	個人面談・祭礼パトロール・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）
8	生徒指導専任研修・祭礼パトロール・横浜子ども会議（青葉区内での話し合い）・生活に関わるアンケートと教育相談
9	
10	合唱コンクール等集団活動
11	職業体験等活動・YPアセスメント②
12	個人面談・いじめ解決一斉キャンペーン
1	生活に関わるアンケートと教育相談
2	新入生保護者説明会(携帯端末に関する説明も含む)
3	まとめ（新年度引継）

4 重大事態への対処について

重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日間を目安とする。）
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。
また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
例えば、
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患発症した場合

発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年度末に点検を行い必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

教育相談及び特別支援教育について

中学生は、心身共に大きく成長する時期であると共に、悩み、不安が生じることも多くなります。

そのために次のような機会や場所を設け、生徒だけでなく保護者の方にも相談活動や支援を常に行っています。

1. 教育相談について

○学校として

中学生は、精神的にも、身体的にも大きく成長する時期であり、それにともない悩みや不安が生じやすくなります。身体や性格、性に関するもの、勉強や進路、家庭や学校生活、先生や友人などの対人関係等で困ったときには、いつでも相談できます。自分にとって相談しやすい先生に、まずはお話しください。

○教育相談週間

新学年が始まる4月や夏休み、冬休みなどの休み明けには、学級担任の先生とお子さんの2者面談の機会を設け、前もって行ったアンケートをもとに、教育相談を実施しています。

○毎月の生活アンケート

月の初めに実施する記述形式のアンケートです。前の月の出来事を振り返る内容です。必要に応じて相談活動につなげていきます。

○公的相談機関

いじめ、不登校、友人関係、学習・進路などに関するあらゆる相談を受け付けています。

- ・横浜市教育総合相談センター 624-9414（月～金 9:00～17:00）
- ・青葉区子ども・家庭支援相談 978-2460（青葉区役所内、月～金 8:45～17:15）

2. 心の相談室について

学校カウンセラー（臨床心理士）による相談活動を行っています。

場 所	本校「心の相談室」
日 時	毎週月・木曜日
時 間	9時00分～16時30分（予約制）
電話番号	045（975）2081（直通）



3. 特別支援教育について

○横浜市全体の取組

横浜市では「特別支援教育の視点をもった学級づくり」を行っています。学校内では、特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援の必要な生徒には、個別的教育支援計画を作成し、必要な支援を行っています。

○特別支援教室（校内ハートフル）の利用について

本校、教育相談室を登校支援・学習支援の場として活用しています。

- ・利用を希望される場合は、担任の先生に申し出てもらい、必要な手続きを経た後、利用可能となります。
- ・学習は原則自習形式となります。校内ハートフル支援員等が、質問に答えることもできます。

横浜市立谷本中学校の学習評価活動について

1. 連絡票について

本校は、2学期制であり、連絡票を各学期末に作成し提示しております。年間1冊のファイルを配布し、そのファイルに、学期ごとの連絡票をファイリングする形式となります。

2. 評価・評定について

本校では、「観点別評価」及び「評定」について、次のように捉え、「目標に準拠した評価」をすすめています。

○各教科における評価

・「観点別評価」

各教科の全体の目標について観点（3観点）ごとに分析的な評価を行い、各教科ごとの目標に対して実現状況（達成度・到達度）を次のように5段階で示します。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| A ^o … | 十分に満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの |
| A … | 十分に満足できると判断されるもの |
| B … | おおむね満足できると判断されるもの |
| C ^o … | 努力を要するものと判断されるもの |
| C … | 一層努力をようすると判断されるもの |

※到達目標設定が適切であるかどうか、各教科ごとに指導方法と絡めて評価していきます。

・「評 定」

各教科の「観点別評価」を基本的な要素として、それを総括して、各教科の全体の目標に対して実現状況（達成度・到達度）を総合的に次の5段階で示します。

- | |
|----------------------------------|
| 5:「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの」 |
| 4:「十分満足できると判断されるもの」 |
| 3:「おおむね満足できると判断されるもの」 |
| 2:「努力を要すると判断されるもの」 |
| 1:「一層努力を要すると判断されるもの」 |

○観点別評価から総括的評価の出し方

各教科の総括的評価を連絡票の評定欄に5・4・3・2・1の数字で記入します。観点別評価から評定の出し方は、県教育委員会が県内のすべての中学校に統一した方法を次のように示しました。

まず、観点別状況評価の結果を点数化します。

A^o（5点）、 A（4点）、 B（3点）、 C^o（2点）、 C（1点）

【観点別評価の評価】

組合せの代表例(合計値)	評定と規準
$A^{\circ} A^{\circ} A^{\circ} (15)$ $A^{\circ} A^{\circ} A (14)$	5 十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの (15点～14点)
$A^{\circ} A^{\circ} B (13)$ $A A A (12)$ $A^{\circ} B B (11)$	4 十分満足できると判断されるもの (13点～11点)
$A B B (10)$ $B B B (9)$ $B B C^{\circ} (8)$	3 おおむね満足できると判断されるもの (10点～8点)
$B C^{\circ} C^{\circ} (7)$ $C^{\circ} C^{\circ} C^{\circ} (6)$ $C^{\circ} C^{\circ} C (5)$	2 努力を要すると判断されるもの (7点～5点)
$C^{\circ} C C (4)$ $C C C (3)$	1 一層努力を要すると判断されるもの (4点～3点)

○学習評価の観点

「知識・技能」

各教科などにおける学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

「思考・判断・表現」

各教科等の知識及び技能を獲得し、思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価するものである。

「主体的に学習に取り組む態度」

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力などを身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価するものである。

○評価を進めるにあたって

各教科とも次の表にあるように、観点ごとに生徒の活動・場面について様々な視点・方法で評価を進めています。

◎・・・・・・特に重視すること ○・・・・・・重視すること

※ 評価方法は年間を通じて行われるもので、各期において、必ずしもすべての項目について評価されるものではありません。

※ 学年末の成績は、前期からの累積で評価いたします。

国語科

評価の方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（学習への姿勢）			◎
ワークシート	○	○	◎
ノート		○	◎
作文	○	◎	○
スピーチ	○	◎	○
書写	◎		○
漢字テスト	◎		○
定期テスト	◎	◎	○
自己・相互評価		○	◎

社会科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
学習計画・振り返りシート			◎
自己内評価			○
定期テスト	◎	◎	
小テスト	◎	○	○
調べ学習・レポート	○	◎	○
観察法(粘り強く取り組む様子)			○（自己内評価を含む）

数学科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
問題集・レポート	◎	◎	◎
小テスト・章末テスト	◎	◎	○
課題学習（プリントなど）	◎	◎	◎
観察法(粘り強く取り組む様子)	○	○	◎
定期テスト	◎	◎	○

理科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（取り組む姿勢）	○		○
作品法（プリント・レポート等）	◎	◎	◎
小テスト	◎	○	○
定期テスト	◎	◎	○

音楽科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（授業観察）	○	○	◎
プリント・レポート等	◎	◎	◎
技能テスト	◎	◎	○
定期テスト	◎	◎	

美術科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
授業内評価	◎	◎	◎
作品評価（途中経過含む）	◎	◎	◎
ワークシート アイディアスケッチ	◎	◎	◎
鑑賞・振り返りカードなど	○	◎	◎
定期テスト	○	○	

保健体育科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
授業観察	◎	◎	◎
学習カード	○	◎	◎
発表・技能テスト	◎	○	○
定期テスト	◎	○	

技術・家庭科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
観察法（行動・発言）	○	○	◎
ノート、レポート等	○	◎	◎
作品	◎	○	○
定期テスト	◎	◎	○

英語科

評価方法	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習取り組む態度
会話やディスカッション などの言語活動	○	◎	◎
スピーチ発表や スピーキングテストなど	○	◎	◎
リーディング（読解）	○	◎	○
リーディング（音読）	◎	○	○
レポート	○	◎	○
小テスト （単語テストなど）	◎	◎	○
定期テスト	◎	◎	○
ノート・ワークなど			○
自己観察			◎

3. 相談活動について

- ・ **個人面談**（7月、※10月、12月）

長期休業の前に、生活・学習を中心に保護者と共に面談を行います。

※10月の面談は、3年生のみ、前期成績より進路決定に向けての相談です。

※3年生の12月の個人面談では、3年生の進路成績を提示します。

提示する形式は、教科の成績及び調査書記載事項の確認内容となりますので、連絡票の形式ではなく別形式となります。

- ・ **教科相談**

前後期の最終日に、日頃の学習や長期休業中の学習方法、評価・評定についての相談活動を行います。

中学校の進路指導について

1.進路指導の柱

中学校の進路指導には2本の柱があります。一つは、人としての生き方に関わる「**キャリア教育**」、もう一つは「**卒業後の進路先の決定**」までの選択や手続きの指導です。

社会の変化とともに、社会から求められる力も変わっていきます。いわゆる知識・技能の習得だけでは、複雑で変化の激しい現代社会を乗り切ることは困難です。学校卒業後も学びを継続し、課題解決に向かえる意欲と、情報を選択して主体的に判断し社会の中での位置を築いていく力が必要となってきます。

学校での学習も、それぞれの教科で知識や技能を身につけるだけでは不十分で、知っていることやできることをどう使うかが重要になってきます。それは、各教科での思考力・判断力・表現力にとどまらず、実社会の様々な場面で活用していく能力につながるものです。また、現代における社会問題や、生きていく上での課題は、一つの教科の知識や技能だけで解決できるものではありません。各教科を横断的にとらえて学びを深めていかなければなりませんし、グローバルな視野で考えることも要求されます。そのような視点で、学校教育の様々な場面でキャリア教育を実践していきます。ご家庭においても、生徒自身が本当の意味での進路の実現（よりよく生きていくこと）ができるように、ご支援をお願いいたします。

なお、キャリア教育とは「一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」のようですが、これは単にどのような職業に就くかということだけではなく、様々な立場をもつ一人の人間としてどう生きていくかということと、社会全体に関わることとなります。

谷本中学校キャリア教育の3年間の内容（概要）

	おもな学習内容
1 学年	豊かで充実した中学校生活 基本的な生活習慣 集団の中での自分の役割 礼儀 自分の興味・適性 自分の将来 いろいろな職業 勤労の意義
2 学年	卒業後の進路 上級学校の種類と選択 公立高校入学者選抜制度について 学校行事での2年生としての役割 職業体験 勤労の意義と生きがい
3 学年	最上級生としての役割 基本的な生活習慣 説明会や体験授業への参加 学習や行事へのとりくみ 進路先決定に必要な情報収集 入試や面接への備え

2.中学校の役割とご家庭へのお願い

中学校では生徒が自分で主体的に考え判断し、責任を果たすことができるよう、「キャリア教育」の考えに則って支援を行います。その中で、ご家庭でお願いしたい支援がございます。家庭・学校が上手に連携し、豊かな相乗効果を生み出せることを期待しています。

【中学校での支援】	【ご家庭にお願いしたい支援】
生徒自身の自己理解能力を高める	生活環境と習慣を整える
進路に関する情報の提供	意欲をひき出す
進路選択に関する相談	よく話し合い、子どもの気持ちをよく知る
入試などの具体的な手続きの指導 など	経済的な支援 など

進路年間計画 ※参考資料（例年度版）

以下の年間計画を実行するにあたって、次のことを大切にしながら取り組んで参ります。

- ① 進路指導には学年全職員で取り組んでいきます。ただし、生徒・保護者との個人的な進路相談は学級担任を第一とします。
- ② 単なる進学指導にならないように留意し、生徒の将来を共に考えていきます。
- ③ 情報交換を密に行い、必要な情報は可能な限りお伝えしていきます。

月	進 路 に 関 わ る 事 項
4	進路に関する動機付け
5	進路について家族と話し合う 第1回進路希望調査
6	前期中間テスト 第2回進路希望調査
7	第1回進路説明会、高校体験入学等開始、個人面談（三者面談） 学習相談（7月下旬の夏休み期間）
8	学校（高校）見学や説明会等に参加
9	教育相談週間 高校での学校説明会に参加 第3回進路希望調査 前期期末テスト
10	進路面談（三者面談）… 2学期成績が上がったとき、下がったとき、変わらない ときを考え志望校を絞っていく。 高校での学校説明会に参加 第2回進路説明会
11	高校での学校説明会に参加 第4回進路希望調査（最終）… 面談を通して志望校を検討 単身赴任等で親権者の住所が県内にない場合…志願資格承認申請が必要 （希望調査の裏面に住所を記入） 後期中間テスト、就職希望者は職業適性検査・職業相談
12	進路用成績確定（調査書用） 個人面談（三者面談）… 進路希望調査を基にして私立推薦受験校決定・私立受験校決定 【 <u>私立は最終決定です</u> 】→ 3年職員で各私立高校へ事前入試相談 をしていきます。 志願資格承認申請 面接シートの記入指導 面接練習指導 私立推薦受験者… 推薦委員会で承認された人が校長、副校長面接を行います。 就職希望者は事業所見学・希望事業所決定
1	願書下書き開始 推薦受験者願書完成 推薦受験者出願 公立受検校決定 進路学活 私立推薦入試開始発表 公立共通選拔出願 就職希望者は入社試験開始
2	公立共通選抜志願変更 私立高校一般入試および合格発表 学年末テスト 公立検査（共通選抜）および合格発表
3	学年末成績確定 私立2次募集 卒業式 公立共通選抜2次募集 公立定通分割検査（入試）および合格発表 公立定通分割2次募集検査（入試）および合格発表

中学校の 1 年間（例年）				
	新入生	保護者	2・3年生	備考
前期				
4月	入学式 新入生歓迎会 教育相談週間 生徒会・部活動説明 仮入部期間・本入部 新体力テスト	入学式 授業参観・懇談会 部活動保護者会 部活動説明会	着任式・始業式 離任式 校外学習説明会	避難訓練
5月	体育祭 郷土理解学習（田植え）	学校説明会 PTA 総会 地域学校協働本部	2年自然教室	学校運営協議会
6月	授業参観・懇談会 生徒総会 前期中間テスト		3年修学旅行 進路説明会	地区懇談会 学校運営協議会
7月	個人面談 大掃除 夏休み（学習相談）	個人面談	進路学習会	
8月	夏休み（学習相談） 教育相談週間			
9月	前期期末テスト 生徒会役員選挙			
10月	前期終業式			防災訓練
後期				
10月	後期始業式 郷土理解学習（稲刈り） 合唱コンクール 小中交流会	3年個人面談（進路）	3年個人面談（進路）	
11月	後期中間テスト 職業講話			学校運営協議会
12月	個人面談 文化活動発表会 大掃除	個人面談		避難訓練
1月	教育相談週間 遠足		職業体験学習（2年）	
2月	百人一首大会 学年末テスト		卒業遠足（3年）	学校運営協議会
3月	球技大会 大掃除 修業式		卒業式	

○夏・冬休み明けの教育相談週間以外にも、毎月1回学校生活アンケートを実施し、相談活動に努めています。

○全学年に共通しているものは、1年の欄にまとめて記載してあります。

○個別支援学級については、別途配布を行っております。

○おおまかな例年の流れです。様々な状況により変更などがあります。



前期（102日）								後期（103日）				
日	4月（17日）	5月（20日）	6月（20日）	7月（14日）	8月（3日）	9月（20日）	10月（22日）	11月（18日）	12月（19日）	1月（17日）	2月（18日）	3月（17日）
1	火 春季休業（～4/6）	木 耳鼻科検診	日	火 専門委員会④	金	月	1 水	土	月 個人面談① 文化学習発表会	木 元日	日	日
2	水	金	月 開港記念日 （開庁日）	水	土	火	2 木	日	火 個人面談②	金	月	月
3	木	土 憲法記念日	火	木 第1回進路説明会	日	水	3 金	月 文化の日	水 個人面談③	土 学校閉庁期間（～1/3）	火 [3年]学年末試験 新入生説明会	火 専門委員会⑪
4	金	日 みどりの日	水 修学旅行① 内科検診⑤	金	月 学校閉庁期間（～8/15）	木	4 土	火	木 個人面談④	日	水	水
5	土	月 こどもの日	木 修学旅行② 内科検診⑥	土	火	金	5 日	水	金 個人面談⑤	月	木	木 中央委員会⑪
6	日	火 振替休日	金 修学旅行③	日	水	土	6 月 生徒会役員選挙	木 青葉区秋季領域研	土	火	金	金
7	月 着任式・始業式 入学式	水 横浜市教科領域別 研究会総会	土 全公立展 （パシフィコ横浜）	月 個人面談①	木	日	7 火	金 [3年]第2回進路説明会	日	水 朝会	土	土
8	火 離任式 新入生歓迎会	木 青葉区春季総会	日	火 個人面談②	金	月	8 水 防災訓練	土	月	木	日	日
9	水	金 体育祭学年練習①	月	水 個人面談③	土	火	9 木	日	火 専門委員会⑧	金 校内書き初め展	月	月
10	木 身長・体重・視力検査	土	火 専門委員会③ 心電図（1年）	木 個人面談④	日	水 前期期末試験①	10 金 前期終業式	月 後期中間試験①	水	土	火	火 [昨]卒業証書授与式 [昨]13年生を送る会
11	金 聴力検査	日	水 中央委員会③ 水着販売	金 個人面談⑤	月 山の日	木 前期期末試験②	11 土	火 後期中間試験②	木 中央委員会⑧	日	水 建国記念の日	水
12	土	月 専門委員会② 市学習状況調査	木	土	火	金 前期期末試験③	12 日	水 後期中間試験③	金	月 成人の日	木	木 [昨]卒業証書授与式
13	日	火 中央委員会②/内科検診① 教育実習	金 授業参観・懇談会	日	水	土	13 月 スポーツの日	木	土	火 専門委員会⑨	金	金
14	月 部活動オリ①	水 内科検診②	土	月 中央委員会④	木	日	14 火 後期始業式 [3年]個人面談①	金	日	水	土	土
15	火 [3年]全国学校調査① 部活動オリ①/歯科検診① 部活動仮入部（～5/1） 避難訓練①/歯科検診②	木 体育祭学年練習②	日	火	金	月 敬老の日	15 水 [3年]個人面談②	土 小中交流演奏会 （さつきが丘小）	月	木 中央委員会⑨	日	日
16	水	金 学校説明会（HP）	月 生徒総会	水 学校保健委員会	土	火 専門委員会⑤ 教育実習	16 木 [3年]個人面談③	日	火	金	月 [1,2年]学年末試験①	月
17	木 [3年]全国学校調査②	土	火	木	日	水	17 金 [3年]個人面談④	月	水	土	火 [1,2年]学年末試験②	火
18	金 専門委員認証式	日	水 前期中間試験①	金 朝会	月	木 中央委員会⑤	18 土	火 専門委員会⑦	木	日	水 [1,2年]学年末試験③	水
19	土	月	木 前期中間試験②	土 夏季休業（～8/26）	火	金	19 日	水	金	月	木	木
20	日	火 体育祭予行	金 前期中間試験③	日	水	土	20 月 [3年]個人面談⑤	木 中央委員会⑦	土	火	金 [2年]進路説明会	金 春分の日
21	月 専門委員会①	水 体育祭学年練習③ 体育祭予行予備日 原検査	土	月 海の日	木	日	21 火 専門委員会⑥	金	日	水	土	土
22	火 [新入]個別校外学習 中央委員会①/歯科検診③	木 令和7年度 体育祭	日	火	金	月 [1年]郷土理解学習	22 水 中央委員会⑥	土 小中交流演奏会 （つつじヶ丘小）	月	木	日	日
23	水	金 体育祭予備日①	月	水	土	火 秋分の日	23 木 児童生徒交流日	日 勤労感謝の日	火	金	月 天皇誕生日	月
24	木 眼科検診	土	火	木	日	水	24 金 児童生徒交流日	月 振替休日	水 大掃除	土	火 専門委員会⑩	火
25	金 校外学習説明会 部活動説明会	日	水 こども国際平和スピ コン	金	月	木	25 土	火	木 朝会	日	水	水 修了式
26	土	月 体育祭予備日②	木	土	火	金 [3年]実用英語技能 検定試験	26 日	水	金 冬季休業（～1/6）	月	木 中央委員会⑩	木 学年末休業（～3/31）
27	日	火 内科検診③	金	日	水 朝会 小中合同研修会	土	27 月	木 [1年]職業講話	土	火	金	金
28	月 部活動本入部開始（～5/2）/サイバー教室	水 [2年]自然教室① [1年]郷土理解学習 内科検診④	土 小中交流演奏会 （藤が丘小）	月	木	日	28 火 合唱コンクール（大 和シリオスホール）	金	日	水	土	土
29	火 昭和の日	木 自然教室②	日	火	金 青葉区こども会議	月 [1年]郷土理解予備 日	29 水 横浜市総合体育大 会閉会式	土	月 学校閉庁期間（～1/3）	木 [1年]遠足 [2年]職場体験	日	日
30	水	金 [1年]郷土理解予備日 [2年]AM健康観察	月	水	土	火	30 木	日	火	金	月	月
31	木	土	日	木	日	金	31 金	土	水	土	火	火

※[昨]は昨年度に基づいた実施時期の目安です。 ※年間行事予定は変更になる場合があります。詳細については各月の行事予定をご確認ください。

令和7年度保存版

災害発生時における対応について

1 特別警報・警報発令時＜警報対象地域＞横浜市内、神奈川県全域または神奈川県東部

◇特別警報 ◇暴風警報 ◇大雪警報 ◇暴風雪警報 ◇降灰予報	○午前6時に、左の警報が継続中の場合→休校(学校からは、連絡しません。) ○登校後に警報が出た場合は状況により校長が適宜判断します。(必要に応じすぐ一配) ○警報がなくても、「登校が危険であるとご家庭で判断した」場合は、欠席にはなりません。 (学校より確認のため、保護者に連絡します。) ○気象情報は横浜市HP、TV、ラジオで。 ○校外行事は原則延期・中止ですが、目的地に警報がなく、時間をずらせば安全な時は実施。
--	--

2 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時

情報名	情報発表条件	学校の対応
条件② 地震発生の可能性が 相対的に高まった場合	地震発生の可能性が相対的に高まった場合	原則通常通りですが 全市一斉休校指示は →休校
条件① 調査を開始の場合	南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか、調査を開始し、または継続している場合	通常通り
南海トラフ地震に 関連する情報(定例)	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合	

3 地震発生時

◇大規模地震発生時 横浜市内の何れかで 震度5強以上発生	○原則として、当日及び翌日は休校となります。 ・被害が少ない→校長判断で学校を再開することもあります。 ・被害の規模、程度により発災後3日程度経過後に学校の準備開始を想定。 ○登下校中は、学校か自宅か近いほうに避難します。 ・落下物(看板、外壁、ガラス)や塀、自販機や崖に注意し、近くの避難場所、公園、空き地などまずは安全な場所へ。 ※家庭でも通学路の確認を。 ○在校時→授業打ち切り→引き渡し依頼書により、生徒を引き渡します。
◇大規模地震に あたらない地震発生時	○震度5弱以下の場合→校長が適宜判断します。(必要に応じすぐ一配) ○次の場合は、学校で生徒預かり、引き渡し依頼書により生徒を引き渡します。 ・JR 横浜線、東急田園都市線共に運転再開の見込みが立たない ・学校および周辺地域が停電で、安全に帰宅させられない

※休日、夜間に地震が発生した場合は、生徒の状況を学校にお知らせください。

4 富士山等の噴火による火山灰の降灰 午前6時に降灰予報が発令されていれば休校

◇降灰予報	○午前6時以降または登校後、横浜市内に降灰予報が発表 ・預かり、引き渡しは原則→保護者の連絡があれば下校も可能とします。
◇降灰継続	○降灰が継続している間は、休校となります。

※降灰量がわずか、安全面等に支障がない場合、教育活動を継続・再開することもあります。(必要に応じすぐ一配)

5 交通機関の計画運休に関する取り扱い

大型台風の接近や大雪の影響等で、市内鉄道会社全社(JR、東急、みなとみらい、京急、相鉄、市営地下鉄、シーサイドライン)の計画運休が判明した場合は、全市一斉休校となります。